

下水道局標準仕様書 読み替え新旧対照表（令和８年９月１日から適用）

書類名称	読み替え前	読み替え後	備考
設計委託標準仕様書（水再生センター・ポンプ所用） [令和８年４月] P10	孔その他の地下構造物等に入入りする場合は、事前にその構造について確認するとともに、地上から常時監視又は連絡できる体制を確立しておかなければならない。 (2) 受託者は、有害ガス、酸素欠乏空気等の有無を調査するほか、既設管の調査では、ビルピットの有無を確認し、事前にビル所有者とビルピット排水時間について調整するなど、事故の防止に必要な措置を講じなければならない。 (3) 受託者は、墜落・転落災害を防止するため、「労働安全衛生規則」（昭和 47 年労働省令第 32 号）等を遵守し、必要に応じて墜落制止用器具の使用等を行うとともに、作業員等に対して事前に安全教育を実施するなどの対策を講じなければならない。 (4) 受託者は、救命綱の着用等、事故防止及び安全衛生に必要な措置を講じなければならない。 7 気象情報への対応 作業中は、常に気象情報等に注意を払い、必要に応じ保安上十分な措置を講じなければならない。 なお、大雨、洪水、暴風、津波及び高潮警報が発令された場合には、直ちに作業を中止する。作業再開については、警報解除後、安全を確認した上で再開する。 8 地震の発生時の対応 震度 4 以上の地震の発生を確認した場合には、直ちに作業を中止し、作業員の安全確保を図るため安全な場所に避難する。 なお、受託者は安全確保後に担当者及び当局維持管理部署に状況を報告する。 また、作業再開については、余震等の情報を収集し、安全を確保した上で担当者及び当局維持管理部署に報告したのち作業を再開する。 9 人孔蓋のバタつき防止 人孔蓋を閉める際には、バタつき等が生じないよう適切な措置を講じなければならない。 10 証明書の携行 作業に当たっては、当局交付の証明書を携行する。 1 事故発生時の対応	孔その他の地下構造物等に入入りする場合は、事前にその構造について確認するとともに、地上から常時監視又は連絡できる体制を確立しておかなければならない。 (2) 受託者は、有害ガス、酸素欠乏空気等の有無を調査するほか、既設管の調査では、ビルピットの有無を確認し、事前にビル所有者とビルピット排水時間について調整するなど、事故の防止に必要な措置を講じなければならない。 (3) 受託者は、墜落・転落災害を防止するため、「労働安全衛生規則」（昭和 47 年労働省令第 32 号）等を遵守し、必要に応じて墜落制止用器具の使用等を行うとともに、作業員等に対して事前に安全教育を実施するなどの対策を講じなければならない。 (4) 受託者は、救命綱の着用等、事故防止及び安全衛生に必要な措置を講じなければならない。 7 気象情報への対応 作業中は、常に気象情報等に注意を払い、必要に応じ保安上十分な措置を講じなければならない。 なお、警戒レベル 3 以上に相当する大雨、河川氾濫及び高潮に関する防災気象情報、又は暴風警報及び津波警報が発令された場合には、直ちに作業を中止する。作業再開については、警報解除後、安全を確認した上で再開する。 8 地震の発生時の対応 震度 4 以上の地震の発生を確認した場合には、直ちに作業を中止し、作業員の安全確保を図るため安全な場所に避難する。 なお、受託者は安全確保後に担当者及び当局維持管理部署に状況を報告する。 また、作業再開については、余震等の情報を収集し、安全を確保した上で担当者及び当局維持管理部署に報告したのち作業を再開する。 9 人孔蓋のバタつき防止 人孔蓋を閉める際には、バタつき等が生じないよう適切な措置を講じなければならない。 10 証明書の携行 作業に当たっては、当局交付の証明書を携行する。	

1. 20
事故報告

1. 20